

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関し必要な事項を定めることにより、性別等にかかわらず、すべての人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく生きることができ、社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約束した双方に係る社会生活関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が双方又は一方に子又は親その他市長が認める者（以下「子又は親等」という。）を含め、家族として日常生活において相互に協力し合うことを約束した社会生活関係をいう。

（届出対象者の要件）

第 3 条 パートナーシップの届出をすることができる者は、届出をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 双方又は一方が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から 3 月以内に本市への転入を予定していること。

- (3) 現に婚姻していない者であること。
- (4) 届出をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にないこと。
- (5) 届出をしようとする者以外の者とパートナーシップが形成されていない者であること。
- (6) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は、この限りでない。

2 ファミリーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップの届出をすることができる者又は当該届出が受理された者で、双方又は一方にファミリーシップを形成する子又は親等（満15歳以上の者にあつては、ファミリーシップの届出をすることに同意している者に限る。）がいるものとする。

（届出の方法）

第4条 パートナーシップ又はファミリーシップの届出をしようとする者は、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に、連署により必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、届出をしようとする者が自ら署名できない時は、当該届出をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

- (1) 届出書に記載する全ての者の住民票の写し（届出をする日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 届出をしようとする者の双方が市内に住所を有していないときは、市内に転入することを予定している事実を確認することができる書類
- (3) 戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づき婚姻をすることができることを証する書類（届出を

する日前 3 月以内に発行されたものに限る。)

- (4) 届出をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、前号に規定する書類に代わり、次に掲げるいずれかの書類
- ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文
 - イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

- (5) ファミリーシップの届出をしようとする者にあつては、子又は親等が双方又は一方の子又は親等であることを証明する書類

- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項ただし書の規定は、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に規定する申請に準用する。

3 第 1 項の規定による届出を行った者（以下「届出者」という。）が、いずれも本市に住所を有していないときは、転入した日から 1 4 日以内に、同項第 1 号の書類を提出しなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による届出があつたときは、当該届出を行う者に、次の各号のいずれかの書類を提示させることにより、本人確認を行うものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード

- (2) 旅券法（昭和 2 6 年法律第 2 6 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる一般旅券

- (3) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 2 条第 1 項に規定する運転免許証

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 パートナーシップの届出をしようとする者は、当該届出において、氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称名を使用することができるものとする。

- 2 市長は、届出者が通称名の使用を希望するときは、証明カードに表示する氏名に通称名を使用することができる。

(証明カード等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により届出がなされたとき、提出された届出書及び同項各号に掲げる書類を確認の上、第3条第1項各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該届出者に対し、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード（様式第2号。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。ただし、届出者が、いずれも本市に住所を有していないときは、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ転入予定受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者から、第4条第1項第1号に規定する書類及び当該受付票が提出されたときは、同条第4項に規定する本人確認を行った上で、証明カードを交付するものとする。

(証明カードの再交付)

第7条 前条の規定により証明カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に証明カードの再交付を

申請することができる。この場合において、第 2 号に該当するときは、既に交付された証明カードを本市に返還するものとする。

(1) 証明カードの紛失

(2) 証明カードの毀損又は汚損

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、前項第 1 号に該当し届出をした日の翌日から起算して 3 月以内に再交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

(1) 前項第 1 号に掲げる事項を理由とする場合 第 4 条第 1 項各号に掲げる書類

(2) 前項第 2 号に掲げる事項を理由とする場合 再交付を希望する者に係る交付済の証明カード

3 市長は、第 1 項の規定による再交付申請書の提出があったときは、第 4 条第 4 項に規定する本人確認を行った上で、証明カードを再交付するものとする。

(届出書記載事項等の変更)

第 8 条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容・記載事項変更届兼再交付申請書（様式第 5 号。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの届出における届出書の内容又は届出書の記載事項を変更しなければならない。

(1) 届出書に記載された子又は親等の氏名を削除するとき。

(2) 届出書に記載された子又は親等のいずれかが死亡したとき。

(3) 届出書からパートナーの氏名を削除するとき。

(4) 届出書に記載された者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

(5) ファミリーシップを形成する者の人数に変更があったとき。

(6) 届出書に記載された者の一方又は双方が市内に転入した、又は市内で転居したとき。

2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前項第4号のうち、氏名の変更があったときは、氏名の変更があった者の戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書（氏名の変更があった者が外国籍である場合は住民票の写し）

(2) 前項第6号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し

3 市長は、第1項第1号から第5号までの理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、第4条第4項に規定する本人確認を行った上で、証明カードを再交付するものとする。
（証明カードの返還）

第9条 届出者は、第7条第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）を市長に提出し、既に交付を受けた証明カードを返還しなければならない。ただし、第1号及び第2号に該当する場合であって、届出書に記載されている届出者のうち一方及び子又は親等の同意により、引き続きファミリーシップの継続を希望する場合は、この限りでない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 届出者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（届出の無効）

第10条 次のいずれかに該当することが判明した場合は、届出を無効とする。ただし、第3号に該当する場合にあっては、当該事実が発生した日以降無効とする。

(1) 偽りその他不正な手段により証明カードの交付を受けたとき。

(2) 証明カードを不正に利用したとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。

2 市長は、無効な届出に係る届出者に対して交付した証明カードがある場合は、当該届出者に対し、その返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明カードの交付番号（証明カードごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（届出書の保存）

第11条 市長は、届出書等関係書類を20年間保存するものとする。

（氏名の削除）

第12条 証明カードに氏名を記載された子（以下「記載された子」という。）は、満15歳に達した日以降に、市長に袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書等に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された子に係る証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、届出者に対して、記載された子の氏名を削除した証明カードを交付することができる。

（届出書等の趣旨に則った施策の実施）

第13条 市長は、届出書及び交付した証明カードの趣旨に則り、必要な施策を実施しなければならない。

（市民及び事業者への周知）

第14条 市長は、この要綱に基づくパートナーシップ・ファミリー

ーシップの制度及びその趣旨が市民及び事業者理解され、社会活動の中で最大限に尊重されることにより、届出者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

（協定による手続）

第 15 条 第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した他の地方公共団体（以下「協定締結都市」という。）において、証明カードに準じる証明書（以下「証明カード類似証明書」という。）の交付を受けている者が本市に転入する場合は、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書（様式第 8 号）に証明カード類似証明書及び住民票の写し等転入したことを証明する書類を添えて市長に提出することにより、証明カードの交付を受けることができる。ただし、当該者が第 3 条第 1 項各号に掲げる事項のいずれかを満たさない場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

3 市長は、第 1 項の規定により証明カードを交付したときは、当該証明カードの交付を受けた者の同意を得た上で、当該者の転入前の協定締結都市に対し、証明カードを交付した事実を通知するものとする。

4 第 9 条の規定にかかわらず、本市から協定締結都市に転出した者が、当該協定締結都市において協定に基づく手続を行い、当該協定締結都市からその事実の通知があった場合は、同条の規定による返還を省略することができる。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

私達は、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項を届け出ます。

また、この届出内容確認のため、市が私達の住民基本台帳を閲覧することに同意します。

	届出者	
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通称名(※ 1)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

	ファミリーシップ対象者(※ 2)	
フリガナ		
氏 名		
子又は親等	☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他市長が認める者	☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他市長が認める者
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

※ 1 通称名は、使用を希望する方のみ記入してください。

※ 2 ファミリーシップ対象者がいる場合には、記入することができます。

なお、満 15 歳以上の方は本人が自署してください。

※裏面も御記入ください。

届出に当たり、次に掲げる事項について、必ずお二人で確認してください。

確認事項	確認事項（該当項目に「✓」を付してください。）	
関係性	パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成する意思があること。 (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約束した双方に係る社会生活関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が双方又は一方に子又は親等を含め、家族として日常生活において相互に協力し合うことを約束した社会生活関係をいう。	☐
年齢要件	双方が民法第4条に規定する成年に達している者であること。	☐
住所等要件	次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 (1) 双方又は一方が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から3か月以内に本市への転入を予定していること。	☐
配偶者等の有無	現に婚姻していない者であること。	☐
	届出をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にないこと。	☐
	届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップが形成されていない者であること。	☐
近親者等の確認	民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。	☐
この制度は法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。		☐

遵守事項	内容（内容を御理解いただけたら「✓」を付してください。）	
証明カードの再交付	紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等再交付申請書を提出すること。また、証明カードの再交付を受けた後において、紛失した証明カードを発見したときは、速やかに発見した証明カードを返還すること。	☐
証明カードの返還	パートナーシップを解消したとき、又は市内居住要件を満たさなくなったとき等は、返還届に証明カードを添付し返還すること。	☐
届出の無効	次に掲げる場合で、市長が証明カードを無効としたときは、当該証明カードを返還しなければならないこと。 (1) 偽りその他不正な手段により証明カードの交付を受けたとき。 (2) 証明カードを不正に利用したとき。 (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。	☐

※処理欄（記入しないでください。）

本人確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 旅券	☐ 個人番号カード ☐ 旅券
	☐ 運転免許証	☐ 運転免許証
	☐ 官公署発行免許証等（ ）	☐ 官公署発行免許証等（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（表）

【第 号】	
年 月 日	
袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード	
袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 6 条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を受理したことを証明します。	
(本人)	(パートナー)
様	様
年 月 日生	年 月 日生
袖ヶ浦市長 印	

（裏）

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。	
届出証明カードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。	
戸籍上の氏名（※通称名使用の場合）	
(本人)	(パートナー)
様	様
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
様	様
年 月 日生	年 月 日生

様式第 3 号（第 6 条関係）

袖ケ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ転入予定受付票

（届出者）

氏名（通称名）	様	氏名（通称名）	様
住所		住所	
生年月日		生年月日	

以下のとおり、袖ケ浦市市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 6 条第 1 項ただし書の規定により、届出を受け付けたことを証明します。

年 月 日
袖ケ浦市長 印

届出番号	第 号
転入予定日	

- 1 転入した日から 1 4 日以内に、双方が袖ケ浦市へ転入したことを証明する住民票の写し等を提出ください。本票と引換えに「袖ケ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード」をお渡しします。
- 2 転入をした日から 1 4 日以内に住民票の写しを提出しないとき、又は相当の期間を経過してもなお市内に転入をしていないことが明らかであるときは、袖ケ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 3 条第 1 項第 2 号に規定する要件を欠くものとして取り扱い、提出書類一式をお返しします。

※期限内の提出が困難な場合は、御連絡ください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード再交付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 氏 名

（通称名）

住 所

電話番号

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 番 号	第 号
再交付を必要 とする理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他（ ）

※処理欄（記入しないでください。）

本人確 認書類	☐ 個人番号カード	☐ 個人番号カード
	☐ 旅券	☐ 旅券
	☐ 運転免許証	☐ 運転免許証
	☐ 官公署発行免許（ ）	☐ 官公署発行免許（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

様式第 5 号（第 8 条関係）

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ
届出内容・記載事項変更届兼再交付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

(届出者)

氏 名	氏 名
(通称名)	(通称名)
住 所	住 所
電話番号	電話番号

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

交付番号			
届出年月日			
変更理由			
変更内容		変更前	変更後
届出者	フリガナ		
	氏 名		
	フリガナ		
	通称名		
	住 所		
	電話番号		
ファミリーシップ対象者	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		
	住 所		

※処理欄（記入しないでください。）

本人確認書類	☐ 個人番号カード	☐ 個人番号カード
	☐ 旅券	☐ 旅券
	☐ 運転免許証	☐ 運転免許証
	☐ 官公署発行免許（ ）	☐ 官公署発行免許（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

様式第 6 号（第 9 条関係）

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード返還届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

	届出者	
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		
返還理由	☐ パートナーシップを解消したため ☐ 届出者の一方が死亡したため ☐ 袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第 3 条第 1 項各号に掲げる要件を満たさなくなったため (満たさなくなった要件：) ※該当項目に「✓」を付してください。 ※返還理由が「届出者の一方が死亡したため」の場合は、一方のみの記載としてください。	

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書等に関する申立書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、証明カードの記載事項から私の氏名を削除するよう申し立てます。

（申立人）

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）
住 所	
電話番号	

※申立書とあわせて身分を確認できるものを御持参ください。

（届出書の記載事項）

交 付 番 号	第	号
フリガナ		
氏 名		
（フリガナ）		
通称名		
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
住 所		

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

私達は、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第 1 5 条第 1 項に基づき、転入前の地方公共団体において証明カード類似証明書の交付を受けたこと及び次に掲げる事項を届け出ます。

また、この届出内容確認のため、市が私達の住民基本台帳を閲覧することに同意します。

	届出者	
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通称名(※ 1)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

	ファミリーシップ対象者(※ 2)	
フリガナ		
氏 名		
子又は親等	☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他市長が認める者	☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他市長が認める者
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

※ 1 通称名は、使用を希望する方のみ記入してください。

※ 2 ファミリーシップ対象者がいる場合には、記入することができます。

なお、満 1 5 歳以上の方は本人が自署してください。

※裏面も御記入ください。

届出に当たり、次に掲げる事項について、必ずお二人で確認してください。

確認事項	確認事項（該当項目に「✓」を付してください。）	
関係性	パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成する意思があること。 (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約束した双方に係る社会生活関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が双方又は一方に子又は親等を含め、家族として日常生活において相互に協力し合うことを約束した社会生活関係をいう。	☐
年齢要件	双方が民法第4条に規定する成年に達している者であること。	☐
住所等要件	次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 (1) 双方又は一方が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から3か月以内に本市への転入を予定していること。	☐
配偶者等の有無	現に婚姻していない者であること。	☐
	届出をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にないこと。	☐
	届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップが形成されていない者であること。	☐
近親者等の確認	民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。	☐
この制度は法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。		☐

遵守事項	内容（内容を御理解いただけたら「✓」を付してください。）	
証明カードの再交付	紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書等再交付申請書を提出すること。また、証明カードの再交付を受けた後において、紛失した証明カードを発見したときは、速やかに発見した証明カードを返還すること。	☐
証明カードの返還	パートナーシップを解消したとき、又は市内居住要件を満たさなくなったとき等は、返還届に証明カードを添付し返還すること。	☐
届出の無効	次に掲げる場合で、市長が証明書等を無効としたときは、当該証明カードを返還しなければならないこと。 (1) 偽りその他不正な手段により証明カードの交付を受けたとき。 (2) 証明カードを不正に利用したとき。 (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。	☐

※処理欄（記入しないでください。）

本人確認書類	☐ 個人番号カード	☐ 旅券	☐ 個人番号カード	☐ 旅券
	☐ 運転免許証		☐ 運転免許証	
	☐ 官公署発行免許証等（	）	☐ 官公署発行免許証等（	）
	☐ その他（	）	☐ その他（	）